

福島原発事故による児童・生徒就学支援事業

〈児童・生徒のホームステイ受入家庭を募集します〉

福島第1原子力発電所の事故を受け、家庭の事情などにより他地域での就学を希望する児童・生徒を支援するため、安定した生活基盤や就学機会の保障を目的として、羽村市内でホームステイの場を提供していただけるホストファミリーを募集します。

受入対象の児童・生徒は小・中学生です。

□ホストファミリーの条件

- ①責任を持って児童・生徒を受け入れ、安定した学校生活と家庭生活を提供していただける方
 - ②3〜6か月程度の期間にわたって、受け入れていただける方
 - ③個室などの必要な生活スペースを提供していただける方
 - ④受入期間中、寝具、生活用品、食事などの提供をしていただける方
 - ⑤ホームステイにかかる費用を負担していただける方
- ※児童・生徒の不安などに対応するため、スクールカウンセラーによる心のケア、相談などを受けることができます。
- ※学用品や給食費など、就学にかかる費用の一部は、就学援助制度の適用により市が負担します。

□ホストファミリー申込み・登録方法

登録希望者は「ホストファミリー申込書」を提出してください。申込みを受け付けた後、ホストファミリーとして登録します。

受付期間 8月15日(月)〜31日(水)

受付場所 市役所3階教育総務課

●申込書の配布

8月15日(月)から、市役所3階教育総務課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

●希望者への情報提供

ホームステイを希望する家庭との調整を行うため、ホストファミリーの情報を関係自治体の教育委員会などに提供する場合があります。

※ホストファミリーに登録された場合でも、必ずしも児童・生徒の受入れをお願いするとは限りません。ご了承ください。

問合せ 教育総務課総務係



ご利用ください 声の広報

視覚に障害のある方のために、声のボランティア「桑の実」の皆さんによる朗読の協力を得て、広報はむらの内容をCDに収録した「声の広報」を発行しています。

発行日

毎月1日と15日に発行します。希望者には郵送で送付していません。

利用申込み

CDの送付を希望する方は、事前に広報広聴課広報係、または障害福祉課障害者支援係へ連絡してください。

貸出し

図書館ではCDの貸出しをしています。利用を希望する方は、直接図書館へお越しください。

ご利用ください 広報はむら外国語版

外国籍市民に市政情報を伝えるため、国際交流コーディネーターによって、広報はむらの内容を英語とスペイン語に翻訳した「広報はむら外国語版」を発行しています。

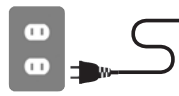
発行日

毎月1日と15日に発行します。市内の公共施設などで配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

※近くに「声の広報」や「広報はむら外国語版」の必要な方がいる場合は、周知をお願いします。

問合せ 広報広聴課広報係

はじめよう



節電

今、私たちに
できること

◆ 10年前の機器を買い換えた場合の年間削減量

製品	電力量(kWh)	電気代(円)	CO ₂ 排出量(kg)
エアコン	約 400	約 9,000	約 190
冷蔵庫	約 470	約 10,000	約 200
照明	約 80	約 1,800	約 30

※数値は機種や大きさによって異なります。
※環境省の省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」では、今使っている電気機器を省エネタイプに買い替えた場合の、省エネ効果、電気代の削減額などが簡単にわかります。詳しくは「しんきゅうさん」ホームページをご覧ください。



▲省エネルギーラベル



▲統一省エネルギーラベル

エアコンや冷蔵庫を省エネ性能に優れた製品へ買い替え、照明を電球型蛍光灯やLED電球に交換することで、電力量と電気代を削減することができます。
製品を選ぶ場合は、統一省エネルギーラベルを確認しましょう。★印は省エネ基準の達成度を示しており、数が多いほど省エネ性能が高いことを示します。
省エネルギーラベルは、省エネ基準を達成すると緑色、未達成の場合はオレンジ色で表示されます。

シリーズ節電特集 第4回

省エネ製品の上手な選び方編

シリーズ節電特集4回目となる今回は、省エネ性能に優れた製品を購入する時の上手な選び方を紹介します。ぜひ、参考にしてください。

問合せ 環境保全課環境係

給与所得に伴う住民税は

給与天引き(特別徴収)が原則

羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の観点から、法律(地方税法・羽村市税賦課徴収条例など)に基づき、特別徴収を推進しています。

給与所得に伴う住民税は給与天引き(特別徴収)が原則です

この制度は、事業所(給与支払者)が従業員の皆さんの毎月の給与から住民税を給与天引き(特別徴収)して、翌月10日までに市町村に納めていただくものです。

個人納付(普通徴収)から給与天引き(特別徴収)に変更となっている方がいます

従来、個人納付(普通徴収)により納付していたご住戸の住民税が、給与天引き(特別徴収)に変更となっている方がいます。

今まで、年4回(個人納付)で納付していた住民税が、年間12回払い(6月から翌年5月までの給与天引き)となりますので、平成23年度の住民税については、6月分の給与から天引きが

開始され、翌年5月までで納付していただくこととなります。

特別徴収のメリット

- 納め忘れがなくなり、延滞金の心配がありません。
- 納税のために市役所窓口などに行く手間が省けます。
- 年4回払いに比べ、年12回払いの方が1回あたりの納付額が少なくて済みます。

年度途中から徴収方法を給与天引き(特別徴収)に変更することも可能です。また、税額の内容や徴収方法について、疑問がある方は問い合わせください。

問合せ 課税課市民税係